

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

加古川市

2 構造改革特別区域の名称

加古川市就学前教育モデル特区

3 構造改革特別区域の範囲

加古川市の区域の一部（志方町）

4 構造改革特別区域の特性

本市は昭和25年に市制施行し、昭和40年代の製鉄産業の立地とともに急速に発展してきた新産業都市である。平成12年にすべての市民が、良好な環境のもとで、いきいきと毎日を過ごすことを目的とした「ウエルネス都市宣言」を行った。また「加古川市の教育基本方針」においても『こころ豊かに自ら学び続ける人づくり』をスローガンとし、子どもたちの可能性を最大限に引き出すとともに、市民一人一人が心豊かに自己実現を図ることができるよう支援している。

本市の面積は138.51平方キロメートルで、平成16年1月1日現在の住民基本台帳人口は266,372人となっている。過去、人口急増都市であったが都市の成熟化とともに人口は微増に止まり、また、就学前人口も平成11年1月1日に17,138人であったものが、平成16年1月1日現在16,741人と2.3%減少しており、今後も減少の傾向にある。

特別区域の範囲とする加古川市志方町は、昭和54年2月に合併した市北西部の田園地域である。面積は39.36平方キロメートルで市域面積の28.4%を占めているが、平成16年1月1日現在の住民基本台帳人口は12,999人で市人口の4.9%にしか過ぎない。また、平成16年1月1日現在の就学前人口は544人で市全体の3.2%に止まっており、平成11年1月1日の598人から9%減少していることから就学前人口の減少傾向が著しい。

志方町には市立の3幼稚園、3保育園があった。幼稚園の5歳児数は平成6年度でそれぞれ21人、31人、38人、3園計90人であったものが、平成11年度には9人、10人、21人、3園計40人と激減した。平成13年度になって3園のうち1園において4歳児保育を実施し29人が入園したが、5歳児では13人、15人、19人、3園計47人と依然として園児数が少ない状況となっていた。

また、保育園においても園児数（0～5歳児）が平成6年度にそれぞれ28人、29人、34人、3園計91人であったものが、平成12年度には12人、30人、30人、3園計72人と減少し、平成13年度には1園が休園となった。

志方町においては、園児数の減少に伴い、平成14年4月に3園あった幼稚園を1

園に、保育園も3園を1園に統合し、同じ敷地に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置して園庭、遊戯室等を共有する合築施設の整備を行った。

本市の就学前人口については、市内の地域格差が著しく、中部や臨海部において増加しているものの、志方町をはじめ北部において減少傾向が強く全体として減少している。就学前人口の減少が著しい地域においては幼稚園や保育園の統合等を進めているが、志方町ではなお減少していることから統合の成果が得にくくなっている。

本市においては、平成15年度に庁内で「就学前児童施策研究会」を設置し、多様化する保育ニーズを的確に把握し、就学前人口の地域格差への対応や今後の就学前教育のあり方等就学前児童に対する施策について検討を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

特別区域の範囲とする志方町においては、平成14年度に合築施設として、同じ敷地内に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置したが、4歳児、5歳児とも幼稚園、保育園それぞれで学級編成を行っており、「保育」についてもそれぞれ別の内容となっている。

平成16年4月1日現在の「しかた幼稚園」の園児数は4歳児31人、5歳児38人、計69人で、「しかた保育園」では4歳児18人、5歳児29人、計47人となっており、両園とも統合の成果が得にくい状況が続いている。

このことから、幼稚園児、保育園児の合同活動事業を行うことによって、同年齢ごとの集団を大きくし、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラムによるダイナミックな遊びや活動の展開、生活の充実を図りながら園児の成長に沿った教育環境づくりや保育事業を展開していくことができる。

また、園としても就学前児童の育ちの継続的な見守りができ、幼稚園児、保育園児の枠にとらわれずに異年齢児とのふれあいや交流を通じて就学前教育及び保育の一貫性を図ることができる。そして、合同活動を実施することにより、幼稚園教諭と保育士の就学前教育及び保育の共通認識と相互啓発を図ることができるとともに、将来的には人事交流も活発に行われ、ひいては加古川市の就学前教育及び保育の向上が図られるものと考えられる。

さらに、保護者についても幼稚園又は保育園への入園にとらわれることなく、同年齢の子どもを同じ地域の同じ教育及び保育内容の園に入園させることができ、保護者同士の交流も図ることができる。このことが、地域の子どもは地域で育てるという住民の意識の高まりにつながるものと考え、幼稚園、保育園の教育及び保育を地域や保護者の要請、期待に応じたものにしたいと考えている。

このように、提供されるカリキュラムは、幼稚園・保育園の職員のノウハウを活かし、地域交流或いは小学校との連携などそれぞれが持つ幅広い材料の中から編成した新しいものとなっている。

また、本市は、少子化が進む区域と逆の区域とが同居する都市である。このため、進みつつある少子化の流れの中では、幼稚園、保育園それぞれが存在する区域と、合

同活動事業による幼稚園・保育園の一体型の運営を必要とする特性を持つ区域が存在している。このような状況下で就学前教育のモデルとして本計画を実施することは、幼稚園・保育園の一体による新しい就学前教育や運営による行政サービスの提供方法を獲得するものであり、意義深いものと考えている。

少子高齢化が進む時代にあって「教育」「保育」の充実を、市政の中心に据える市区町村は多い。

しかしながら、幼稚園、保育園といった制度があり、法人、公立といった運営主体を異にするものが存在しており、加えて行政区域の全域が一様に少子化となっていない状況では、まちづくりの整合性や地域バランス、或いは公平性・平等性などの点から、幼稚園、保育園の融合は、一部の市区町村の取り組みにとどまっていると聞いている。

本計画が、様々な人口動態や状況を抱える市区町村の就学前教育のモデルとなり、これを契機に幼保連携・一体化が促進されることが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、「就学前児童施策研究会」を設置し、今後の就学前教育のあり方等について検討を進めているが、特別区域の範囲とする志方町においては合築施設である「しかた幼稚園」、「しかた保育園」において4・5歳の幼稚園児、保育園児混合の学級編成による就学前教育を行い、また幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラムによる合同活動事業を行うこととする。

就学前人口の減少によって志方町では同年齢帯の幼児の適正規模での保育が困難となっているが、4・5歳の幼稚園児、保育園児の合同活動事業を行うことにより、その適正規模を確保し、幼児がともに活動する機会を充実させ、社会性の涵養を図ろうとするものである。

また、同年齢の子どもを同じ施設に入園させることにより、保護者同士、幼児と地域の人々の交流をさらに促し、地域の子どもは地域で育てるという意識の高揚を図ろうとするものである。

なお、合同活動事業の実施に当たっては、合築施設のうち幼稚園部分で合同活動を行い、幼稚園教育課程時間が終了すれば保育園児は保育園に戻ることにするが、保育園定員の範囲内で保育園部分において合同活動をすることもある。

この他、合同活動事業の実施を機に子育てサークルの支援や子育ての悩み相談など地域における子育て支援を行うための「地域子育て支援センター」を開設するとともに、異年齢児との交流や地域の様々な人々との交流、さらに幼稚園、保育園と小学校の連携を活性化する事業を展開していくこととしている。

本計画に沿って志方町において幼稚園、保育園の合同活動事業を実施することにより、集団保育の適正規模を確保し、保護者の就学前教育への多様なニーズに柔軟に対応するとともに、合築施設としての幼稚園、保育園が地域の中で教育体制の充実に寄与できるものと考えている。このように志方町での合同活動事業の取組みを通じて、

加古川市の就学前教育の充実を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラムによる合同活動事業を実施することによって、同年齢ごとの集団が大きくなり、活動内容も増え、よりダイナミックな遊びが展開されたり、遊びに対する興味関心が広がるとともに子どもたちの一日の生活全体を充実させることができる。また、地域の中に友達が増え、子どもたちが互いに刺激し合い、多様な関係を築いていくことができる。

「保育」の基本は、就学前の子どもがよりよい成長と発達を遂げるよう環境を整え、養護、保護、教育することであるが、多人数での保育を行うことによって、子どもたちが人間関係や友達関係を広げることができ、集団生活をとおして社会のルールを学ぶとともに、互いに育ち合うことができるなど生涯にわたる人間形成の基礎を培うという教育効果を一層高めることができる。

小学校との連携についても、これまでは小学校と幼稚園、小学校と保育園というそれぞれ単体同士の連携に止まっており、教育施設と保育施設という関係からとりわけ保育園との連携が希薄であったことは否めない。また、幼稚園と保育園の連携についても合築施設ではあるが、単に隣り合った園同士の関係に止まり、就学前教育の一貫性の観点からの連携が積極的に図られていたものではなかった。

そこで、幼稚園と保育園の4歳児、5歳児が合同活動を行うことにより、幼稚園、保育園から小学校へ、或いは小学校から幼稚園、保育園へと互いの行事への参加がこれまで以上に活発になり、子どもたちが多くの体験を共有でき、より発達を促すことができる。

さらに、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の間においても保育研究会、幼小連絡会など多様、多彩な連携活動が実施でき、より緊密な幼、保、小の連携を図る中で地域の就学前児童の育ちを一貫して見守ることができる。

また、特別区域の範囲とする志方町においては、平成16年4月1日現在、5歳児118人のうち幼稚園38人、保育園29人、法人保育園7人の計74人が入園しており44人が市外又は市内の他の地域で就学前教育を受けていると見られる。また、4歳児では、92人のうち幼稚園31人、保育園16人、法人保育園11人の計58人が入園しており、34人が同様に他の地域で就学前教育を受けていると見られる。

志方町は加古川市の北西部の田園地域にあり、農業や地場産業等に従事する者の他は多くが市外や市内の他の地域に職を求めていることから、子どもをやむなく他の地域の保育園等に入園させているものと考えられ、他の地域での待機児童を増加させている一因ともなっていると考えられる。

志方町において本計画を実施することによって、志方町の住民が志方町の幼稚園、保育園の教育、保育に魅力を持ち、地域の子どもは地域で育てるという意識が高まってくれば、志方町における就園率も高まり、ひいては他の地域における待機児童の削減にもつながることとなる。

また、就園率の高まりとともに、さらに集団保育の適正規模が確保され、地域の中における幼稚園、保育園の活性化と合築施設の有効活用が一段と図られることになる。

本計画においては特別区域の範囲を幼稚園と保育園の合築施設がある市内の一地域に限定しているが、本市は将来的な幼保再編も視野に入れて、今後の就学前教育のあり方等就学前児童に対する施策について検討を進めており、幼稚園と保育園における合同活動事業の成果や幼稚園、保育園、小学校の連携による教育効果を評価する中で、多様な運営主体を考慮しつつ、統合や合築施設等の整備を、他の区域へ拡大していくことができるものと考えている。

また、本計画の事業推進によって、幼稚園、保育園の活性化が図られるとともに、本市の就学前教育のあり方等についての検討が大きく前進し、保育ニーズへの柔軟な対応と保育サービスの向上が図られるものと期待できる。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域子育て支援センターの開設

子育てサークルの支援や子育ての悩み相談など地域の子育ての支援を行う。

異年齢児との交流の活性化

行事等を幼稚園、保育所が合同で行うことにより、人を大切にする、人を思いやるなど幼児期に求められる心を育てていく。

地域との交流の活性化

地域との積極的な交流の中で、高年齢者を含めた様々な人たちと関わり、多くの刺激を受けさせるなど幼児期の発達を促す。

幼稚園、保育園と小学校の連携の活性化

行事等での相互訪問をとおして小学校児童と関わり、幼児期の発達を促すとともに円滑な就学を推進する。

幼・保・小連携研究会等の実施により連携を強化する。

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の幼稚園（加古川市立しかた幼稚園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

主 体 加古川市立しかた幼稚園

区 域 加古川市志方町

実施期間 当該特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細 幼稚園児数の減少により当該幼稚園に在籍しない幼児（保育園児）を含めて教育・保育ができるようにする。

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域の範囲とする加古川市志方町には平成13年度まで、市立幼稚園を3園、保育園を3園設置していたが、園児数が減少したことに伴い、集団生活における育ち合いや良い意味での競い合いを醸成するなど、就学前教育の活性化及び園の活性化を図るため平成14年4月にそれぞれ3園を1園ずつに統合し、同じ敷地内に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置した。両園は、合築施設として園庭、遊戯室等を共有して運営しているが、それぞれで学級編成を行っており、「保育」についてもそれぞれ別の内容となっているのが現状である。

志方町の人口は平成16年1月1日現在12,999人、加古川市の総人口の4.9%となっている。就学前人口は544人、加古川市の就学前人口の3.2%で、平成11年1月1日の598人から9%減少しており、市内でも減少傾向が著しい。

幼稚園児数についても、平成16年4月1日現在の4歳児及び5歳児は69人で、平成17年度以降の推計においても減少し続け、平成20年度には44人まで減少すると予測されている。保育園においても平成16年4月1日現在の4歳児及び5歳児数は47人で、今後も大きな増加は見込まれない。

「保育」の基本は、就学前の子どもが、よりよい成長と発達を遂げるよう環境を整え、養護、保護、教育することであるが、加古川市における就学前人口が減少傾向にある中、志方町は市内の他の地域に比べて減少傾向が特に顕著であり、また、集団生活における教育という面において、年齢に応じた基本的な生活習慣の定着を図ったり、個人・集団を

育てるということに十分な成果が得にくい状況となってきた。このようなことから集団生活をとおして生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼稚園、保育園の在り方について、新たな発想の転換が求められているところである。

そこで、志方町においては、合築施設である「しかた幼稚園」、「しかた保育園」で4歳児、5歳児の就学前教育を幼稚園児、保育園児混合の学級編成を行い、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラムにより合同活動事業を行おうとするものである。

合同活動事業の具体的な実施については、合築施設のうち幼稚園部分で合同活動を行い、幼稚園教育課程時間が終了すれば保育園児は保育園部分に戻ることとするが、対象園児数によっては保育園定員の範囲内で保育園部分でも合同活動を行うことになる。また、幼稚園教育課程時間内においては、全ての活動を同じ内容で行うこととしており、給食については保育園で実施されている給食と同方式で実施することとしている。

なお、幼稚園の保育室は5室、 262.5m^2 （各室 52.5m^2 ）あり、定員各室35人で175人まで保育可能である。平成16年4月1日現在の4歳児は幼稚園31人、保育園18人、計49人で2室使用することになるが21人の余裕があり、保育園の基準でみても3人の余裕がある。また、5歳児は幼稚園38人、保育園29人、計67人で2室の使用となり3人の余裕があるが、残り1室を障害児学級に使用するため、保育園の基準では15人分不足することになる。

しかし、保育園の保育室は3室、 157.5m^2 （各室 52.5m^2 ）乳児室は1室、 52.5m^2 あり、うち4歳児18人と5歳児29人で2室を使用しており、対象園児数によって保育園部分を使用しても4歳児、5歳児ともそれぞれ26人まで受け入れ可能である。幼稚園部分の余裕数と不足分を勘案すると4歳児で29人、5歳児で11人の増加があったとしても基準は満たしている。

また、園児の教育、保育に直接従事する職員については、幼稚園教諭、保育士とも平成16年度から幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者を採用の条件としている。平成16年4月1日現在、幼稚園教諭については園長の81%、教諭の70.8%が併有しており、保育士についても、園長は100%、保育士は63.9%となっている。

なお、平成16年4月1日現在の職員配置は、幼稚園で園長1人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭1人、障害児学級担任教諭1人、用務員1人の計6人、保育園で園長1人、主任保育士（フリー）1人、5歳児及び4歳児担任保育士計2人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師1人の計10人で両園合計16人となっている。

合同活動事業を行う際には、平成16年4月1日現在の園児数によると、園長2人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭2人、障害児学級担任教諭1人、主任保育士（フリー）1人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師2人の計15人となり、少なくとも5歳児及び4歳児の担任教諭は資格、免許を併有した職員で幼稚園と保育園を兼務することとする。園児数が増加し、保育園の保育室を使用の場合は、4歳、5歳児30対1の基準に

より適正な保育士の配置を行っていく。

合同活動事業の実施によって同年齢ごとの集団を大きくし、活動内容を増やすことによって、よりダイナミックな遊びを展開したり、子どもたちの一日の生活を充実させることができる。また、多人数での保育を行うことにより、集団生活をとおして社会のルールを学ばせ、互いに育ち合う中で生涯にわたる人間形成の基礎を培わせるという教育効果を一層高めることができる。

この成果を目標に行政、保護者、地域が協働して地域の生活に密着した子ども達の生活をトータルに保障するとともに、「保育」内容を時代の要請に応えたものに充実できるよう、現行の幼稚園、保育園の枠を超えた「保育」を行い、また、子育て支援も同時に行えるようそれぞれの「保育」の融合を図ろうとするものである。

このことが、幼稚園、保育園の子どもたちをつなぎ、子どもの誕生から小学校入学までの全期間を通じた地域の子育て支援機関としてのネットワークに組することになるものとする。

さらに、各種の特別保育、遊び場の提供、子育て相談、子育て支援情報の提供等については「子育て支援センター」を併設して子育て支援活動を行い、豊かな人間形成の基礎を培うことができるよう家庭、地域住民の参画・参加を得ながら園児と地域の交流を図り、幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士などがその専門性を最大限に発揮して、子育て、子育ての直接的な援助と間接的な支援を行い、様々な観点から均衡の取れた子どもの育成を目指すものである。

別紙

1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内の保育園（加古川市立しかた保育園）

施設の主体：加古川市

施設の規模：床面積 988.90 m²（一部幼稚園と共有）

施設の所在地：加古川市志方町志方町 1721 番地

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

主 体 加古川市立しかた保育園

区 域 加古川市志方町

実施期間 当該特別区域計画の認定を受けた日から

実現される行為の詳細 4歳、5歳児の幼保合同保育を行うことにより保育の質の向上、園児の地域内保育園希望者の増加を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域の範囲とする加古川市志方町には平成13年度まで、市立幼稚園を3園、保育園を3園設置していたが、園児数が減少したことに伴い、集団生活における育ち合いや良い意味での競い合いを醸成するなど、就学前教育の活性化及び園の活性化を図るため平成14年4月にそれぞれ3園を1園ずつに統合し、同じ敷地内に「しかた幼稚園」、「しかた保育園」を設置した。両園は、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」に基づく合築施設として建設し、園庭、遊戯室等を共有して運営しているが、それぞれで学級編成を行っており、「保育」についてもそれぞれ別の内容となっているのが現状である。

志方町の人口は平成16年1月1日現在12,999人、加古川市の総人口の4.9%となっている。就学前人口は544人、加古川市の就学前人口の3.2%で、平成11年1月1日の598人から9%減少しており、市内でも減少傾向が著しい。

幼稚園児数についても、平成16年4月1日現在の4歳児及び5歳児は69人で、平成17年度以降の推計においても減少し続け、平成20年度には44人まで減少すると予測されている。保育園においては4歳児及び5歳児数が平成14年4月1日に24人であったものが、平成15年4月1日で40人、平成16年4月1日現在では47人と、

施設合築後は若干の増加傾向にある。これは、施設の新設及び社会情勢、就労形態の変化によるものと考えている。

「保育」の基本は、就学前の子どもが、よりよい成長と発達を遂げるよう環境を整え、養護、保護、教育することであるが、加古川市における就学前人口が減少傾向にある中、志方町は市内の他の地域に比べて減少傾向が特に顕著であり、また、集団生活における教育という面において、年齢に応じた基本的な生活習慣の定着を図ったり、個人・集団を育てるということに十分な成果が得にくい状況となってきた。このようなことから集団生活をとおして生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼稚園、保育園の在り方について、新たな発想の転換が求められているところである。

そこで、志方町においては、合築施設である「しかた幼稚園」、「しかた保育園」で4歳児、5歳児の就学前教育を幼稚園児、保育園児混合の学級編成を行い、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿ったカリキュラム（参考資料、年間指導計画参照）により合同活動事業を行おうとするものである。

合同活動事業の具体的な実施については、登園から正午にかけては、子供の自主性を尊重し、十分な遊び込みに重点を置いた活動を実施することとしている。その遊びの中から、仲間づくり、心豊かに、生活経験を豊富にとといった狙いのもとに、保育士・教諭が学級全体の遊びを掲げて、指導することとしている。

なお、遊びは、砂場遊び、色水遊び、ごっこ遊び、運動遊びなど年間指導計画に掲げた「ねらいや目標」を達成できるよう様々な遊びの中から子供が選択できる環境を整えるものとしている。また、午後から降園までの時間は、午前中のフォローアップに当てるとともに、運動会、生活発表会、音楽会などの行事に向けての活動や、老人ホーム、小学校などとの交流行事など関連事業の実践の時間に当てることとしている。

このような合同活動事業を通して、保育士・教諭の掲げる指導目標や狙いを達成し、最終的には、年間指導計画を満足するものとしている。さらに、合同活動事業の実施は、適正規模による園の活性化とともに、混合学級とすることにより、子供の状態の多様化や保護者ニーズなどから保育士、教諭の間に、保育観の拡大が期待され、新しいアイデアや工夫がなされ、より質の高い教育が提供できるものと考えている。

運営は、合築施設のうち幼稚園部分で合同活動を行い、幼稚園教育課程時間が終了すれば保育園児は保育園部分に戻ることとするが、対象園児数によっては保育園定員の範囲内で保育園部分でも合同活動を行うことになる。また、幼稚園教育課程時間内においては、全ての活動を同じ内容で行うこととしており、給食については保育園で実施されている給食と同方式で実施することとしている。

なお、幼稚園の保育室は5室、 262.5m^2 （各室 52.5m^2 ）あり、定員各室35人で175人まで保育可能である。また、保育園の保育室は3室 157.5m^2 （各室 52.5m^2 ）、乳児室は1室（ 52.5m^2 ）あり、うち4歳児18人と5歳児29人で2室を使用しており、4歳、5歳の対象園児数による合同活動事業では、施設基準に照らし合わせ1室あたり $52.5\text{m}^2 \div 1.98\text{m}^2 = 26$ 人受け入れ可能とするものである。

平成16年4月1日現在の園児数で想定すると4歳児は幼稚園31人、保育園18人、

計49人で2室使用することになり、5歳児は幼稚園38人、保育園29人、計67人であり、4歳児、5歳児を幼稚園で保育すれば、保育園児0歳から3歳児計24人を除いた36人の範囲内で受入れが可能となる。このことにより、4歳児においては幼稚園児31人と保育園児18人計49人を2クラスに、5歳児においては幼稚園児38人と保育園児29人計67人を3クラスに編成し、うち1クラスを保育園保育室で合同保育を行う。この場合児童福祉施設最低基準を満たしている(参考資料 児童福祉施設最低基準との比較)。この受入れにより一定の集団を確保しつつ、有効な施設利用を図っていけると期待しており、児童福祉施設最低基準においても満たしている。

また、園児の教育、保育に直接従事する職員については、幼稚園教諭、保育士とも平成16年度から幼稚園教諭免許と保育士資格の併有者を採用の条件としている。平成16年4月1日現在、幼稚園教諭については園長の81%、正規職員の70.8%が併有しており、保育士についても、園長は100%、保育士は63.9%が併有となっている。しかた保育園、しかた幼稚園においては、保育士、教諭のそれぞれの資格免許を全員併有しており、実施にあたり兼職発令を行う。

なお、平成16年4月1日現在の職員配置は、幼稚園で園長1人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭1人、障害児学級担任教諭1人、用務員1人の計6人、保育園で園長1人、主任保育士(フリー)1人、5歳児及び4歳児担任保育士計2人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師1人の計10人で両園合計16人となっている。

幼稚園で合同活動事業を行う際には、平成16年4月1日現在の園児数によると、園長2人、5歳児学級担任教諭2人、4歳児学級担任教諭2人、障害児学級担任教諭1人、主任保育士(フリー)1人、3歳児担任保育士1人、2歳児及び1歳児担任保育士計3人、0歳児担任保育士0人、用務員1人、調理師2人の計15人となり、少なくとも5歳児及び4歳児の担任教諭は資格、免許を併有した職員で幼稚園と保育園を兼務することとする。園児数が増加し、保育園の保育室を使用する場合は、4歳、5歳児30対1の保育士配置基準により適正な保育士の配置を行っていく。

合同活動事業の実施によって同年齢ごとの集団を大きくし、活動内容を増やすことによって、よりダイナミックな遊びを展開したり、子どもたちの一日の生活を充実させることができる。また、多人数での保育を行うことにより、集団生活をとおして社会のルールを学ばせ、互いに育ち合う中で生涯にわたる人間形成の基礎を培わせるという教育効果を一層高めることができる。

この成果を目標に行政、保護者、地域が協働して地域の生活に密着した子ども達の生活をトータルに保障するとともに、「保育」内容を時代の要請に応えたものに充実できるよう、現行の幼稚園、保育園の枠を超えた「保育」を行い、また、子育て支援も同時に行えるようそれぞれの「保育」の融合を図ろうとするものである。

このことが、志方地域から他地域の保育園へ入園する子どもたちを地域内の保育園への入園を促すことにつながるとともに、幼稚園、保育園の子どもたちをつなぎ、子どもの誕生から小学校入学までの全期間を通じた地域の子育て支援機関としてのネットワー

クに組することになるものとする。

さらに、各種の特別保育、遊び場の提供、子育て相談、子育て支援情報の提供等については「子育て支援センター」を併設して子育て支援活動を行い、豊かな人間形成の基礎を培うことができるよう家庭、地域住民の参画・参加を得ながら園児と地域の交流を図り、幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士などがその専門性を最大限に発揮して、子育て、子育ての直接的な援助と間接的な支援を行い、様々な観点から均衡の取れた子どもの育成を目指すものである。